

労 審 発 第 1747 号  
令 和 8 年 2 月 26 日

厚生労働大臣

上野 賢一郎 殿

労働政策審議会

会長 岩村 正彦



令和8年1月30日付け厚生労働省発職 0130 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業等給付費等充当徴収保険率を変更する件案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和8年2月26日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業  
等給付費等充当徴収保険率を変更する件案要綱」について

令和8年1月30日付け厚生労働省発職 0130 第1号をもって労働政策審議会  
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和8年1月30日

労働政策審議会職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会  
雇用保険部会  
部会長 中窪 裕也

「労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項の規定に基づき失業  
等給付費等充当徴収保険率を変更する件案要綱」について

令和8年1月30日付け厚生労働省発職 0130 第1号をもって労働政策審議会  
に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。